

本人確認書類について

(戸籍法施行規則第11条の2)

◆第1号◆

- 運転免許証 ○パスポート ○外国人登録証 ○マイナンバーカード
- 別表第一に掲げる国・地方公共団体の機関が発行した免許証・許可証・資格証明書

【第1号】の書類であれば
1点のみで確認できます。

船員手帳、海技免状、小型船舶操縦免許証、猟銃・空気銃所持許可証、戦傷病者手帳、宅地建物取引主任者証、電気工事士免状、無線従事者免許証、認定電気工事従事者認定証、特種電気工事資格者認定証、耐空検査員の証、航空従事者技能証明書、運航管理者技能検定合格証明書、動力車操縦者運転免許証、教習資格認定証、警備業法(昭和47年法律第117号)第23条第4項に規定する合格証明書、身体障害者手帳、療育手帳

◆第2号イ◆

- 健康保険証(国保・船員・共済・後期高齢) ○介護保険証 ○年金手帳
- 年金証書 ○住基カード(写真なし)

【第2号イ】の書類2点か、
【第2号イ】と【第2号ロ】の書類を
それぞれ1点ずつで確認します。
ただし、【第2号ロ】のみ2点は不可。

◆第2号ロ◆

- 学生証 ○社員証など、法人が発行した身分証明書(第1号のものは除く) ※すべて写真つきのもの

◆第3号◆

第1号、第2号の方法で確認できないときは、請求者より聞き取り調査、または町長が適当と認める方法で本人確認

◆第4号◆ (弁護士等請求)

- 第1号の書類 ○統一請求書に弁護士等の職印が押されたもの
- 弁護士、司法書士、土地家屋調査士、税理士、社会保険労務士、弁理士、海事代理士、行政書士、
弁護士等の補助者であることを証する書類 ※写真つきのもの

個人情報保護、なりすまし等による不正取得の防止のため、
皆様のご理解とご協力をよろしくお願いいたします。

